

浜長保険センター安全だより

令和2年9月23日
浜長保険センター 第46号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



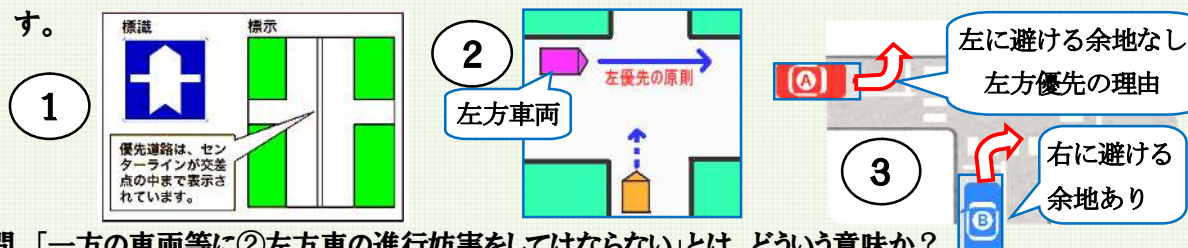
新型コロナウイルス感染防止対策も日常生活に定着してきました。流れる雲に秋の訪れが感じられる今日この頃、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。外出時の携帯3品(スマホ、マスク、レジ袋)お忘れなく。



交通事故の約半数は、交差点で発生しています。交差点事故は、様々ですが、「私が優先だ」「今なら先に行ける」など一秒でも先に行こうとする意識が事故に繋がっているケースが認められます。また手軽な自転車の飲酒運転の罰則はどうなっているのか？
今回は交差点における優先関係、自転車の飲酒運転について説明します。

問 信号のない交差点において、優先関係はどうなっているのか？(道交法第36条)

答 「信号のない交差点では、①優先道路又は道路の幅が明らかに広い道路でない限り、左方車両等の進行を妨害してはならない。」と規定されており、左方車は優先して通行することができるものと規定されていません。左方車両に対する他車の進行妨害がないと認められるとき、左方車が先に進行できるとされています。



問 「一方の車両等に②左方車の進行妨害をしてはならない」とは、どういう意味か？

答 進行妨害とは左方車等に対し、危険を避けるため急ブレーキ又は急ハンドルをさせる運転をいいます。

問 左方車両等に優先通行があるという表現がない。どう解釈すれば良いのか？

答 一方の車両等に「左方車等に進行妨害をしてはならない」義務を課し、左方車にこの義務を課さないことによって、交差点での通行順位を定めたもので、左方車等に特別の優先権を与えるものではなく、一方の車両等が進行妨害をしないことを認めたときに、先に通行できるという意味です。

問 左方車両に対して優先的に通行を認めた理由は何か？

答 車両は左側通行であり、③相手の車両を向かって左側に発見したときは、その車両は、右側によける余地が多いのに対し、左方車は、左側によける余地が少ないということにあります。優先道路優先、広路優先については、別の機会に予定しています。

問 自転車を運転する場合、アルコールを一滴でも飲めば、飲酒運転として罰則の対象となるのか？

答 道路交通法では、「酒気帯び運転等の禁止」として「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と定められ、酒気を帯びて車両等を運転することは全面的に禁止されています。

飲酒運転は、酒気帯び状態(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)と酒酔い状態(5年以下の懲役又は百万円の罰金)によって、罰則の内容が異なります。

道路交通法第117条の2の2「酒気帯び運転の禁止」の罰則規定には、「軽車両を除く」と規定されています。軽車両である自転車は、政令数値以上(呼気1リットル中、0.15 ミリグラム以上のアルコール含有)であっても処罰の対象から除外されています。

しかし、酒に酔った状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態)であった場合には、軽車両が除かれていませんので、酒酔い状態で自転車を運転すれば、罰則の適用があります。飲酒量を問わず、飲酒運転は交通ルールで禁止されていますので自転車でも運転はやめましょう。



～ 黄色信号は原則停止です 加速する意味ではありません ～